

6/28 足立区居宅介護支援部会研修

解答者数 106 名

【質問】

障がいサービスについて

- 今年の2月に足立区に転居されてきた方の生活保護2号被保険者の方がいます。ヘルパーサービスを利用していますが、自立支援に早く切り替えたいのですが、未だにこれまでの場所（他区）より移管されていないという理由で介護保険の利用になってます。区移管に時間がかかり過ぎて利用者は困っています。どのように対応したら良いのでしょうか？また、補装具が必要な状況なのですが、その申請もできない状態です。歩行状態が悪化しています。移管されていなくても手帳があれば装具の申請はできますか？

A： お困りの状況が続いているのですね。①ヘルパーサービスを障害福祉サービスに切り替えたい。②移管前に補装具の申請がしたい。という趣旨と理解し回答いたします。

結論から言いますと、上記の状況下では、足立区の援護係が援護の実施者になっておりませんので、足立区としての決定権がない状態です。よって、対応は難しいということになります。

対応として考えられることについてです。

この状況がいつまで続くのかということもありますが、現在対応できるのは、現在の援護の実施者になりますので、移管元の自治体にご相談ということになります。介護保険と障がい施策の優先関係については、どの自治体も考え方は同様です（運用は自治体によって違いがあります）。2号に準じる生活保護受給者であれば障がい施策が優先になりますので、移管元の調整（移管元の生活保護担当課と障がい施策担当課）で障がいサービスへの切替を検討いただくことが一般的です。

補装具の支給決定についても足立区では支給決定できないため、現在の援護の実施機関に相談し対応することになります。

お住いのスタイル（例えばサービス付き高齢者住宅など）によっては移管そのものが困難な場合もありますので、なぜ時間がかかっているのかを現在の実施機関に確認されることをお勧めいたします。

- 相談支援専門員と介護支援専門員を併用されている利用者は、どれくらいいますか?どんなケースかも教えてほしいです。

A： 当区では、障害福祉サービス利用者のうち介護保険サービスを併給している方は4パーセント程度です。そのうち、相談支援専門員と介護支援専門員を併用している件数やどのようなケースかなどの把握はあしすとでは行っておりません。

基本的には介護保険のケアマネージャーが障害福祉サービスも含めたプランを作成すべきとされていますが、ケアマネージャーだけではプランの作成が困難な場合は、区市町村が必要と認めれば専門員の併用が可能となります。承認の可否は各援護係・保健センターになりますので、その際にご相談ください。

制度について

- 足立区独自の障害制度について

A： 「これは区独自の制度でしょうか」など、具体的な制度について触れていただくとお答えできる場合があります。

- 65歳以上の生活保護受給者。手帳の見直しができるとう障害福祉サービスで入浴ができることを援護係から案内されました。が現実、本人を移動させるのは介護保険の区分限度支給額の残なく難しいです。区内の受診、もしくは訪問診療で、身障手帳の見直しはできますか?同じく、愛の手帳の見直しはできますか?

A： この方についての具体的なお話をするにはもう少し情報が必要です。ここでは一般的な回答をさせていただきます。

身体障害者手帳の等級変更につきましては、東京都で指定されている指定医師の意見書が必要になります。障がいの部位ごとに指定医が定められておりますので、該当する部位をお知らせいただければ、区内医療機関の登録状況を確認できます。指定医師の情報は障がい福祉課各援護係が所持していますので、お問い合わせいただければと思います。なお、初診での作成の可否や、訪問診療で意見書の作成については、作成を依頼する医療機関にお問い合わせください。

また、愛の手帳の程度の見直しを希望する場合は東京都心身障害者福祉センター（以下「都センター」）で直接、程度変更の申請を受け付けています。判定を希望する月の前月の初日、午前9時から受付開始となります。

都センターのホームページから予約状況を確認できますのでご確認ください。

- 特別障害手当ですが、要介護認定4・5の方の認定証から特別障害手当がいただけると聞きました。やはり、区民税非課税であることとか条件もありますか？

A： 特別障害者手当は国の制度です。身体または精神に法律の定める著しく重度の障がいがある方、あるいは同等の疾病を有している方で、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の方を対象としています。障害の程度や所得制限等の定めがありますので、詳しくは足立区のホームページ、もしくは、都・国のホームページ等をご覧の上ご確認下さい。不明な点等がありましたら申請の受付窓口である障がい福祉課給付係、または各援護係へお問い合わせください。

相談支援専門員について

- 実際にどのように連携をしたのかが知りたかったです。担当者会議だけではなかなか賄えないところがあると思います。「高次機能障がいに詳しいケアマネ、情報収集能力のあるケアマネ」←どういう人なのでしょうか？と疑問がありました。

A： ケース1については、介護保険切り替え後にもPTが入浴補助用具の選定のために訪問するなど、あしすとの関わりが急になくなるのではなく緩やかに移行する形になったため、ご本人の疑問点や不安を解消することができたのではないかと思います。

下記のような資料をケース会議の際に用意しました。「介護保険」と「障害者総合支援法」のどちらの選択になるか検討できるように皆さんで可視化できると良いと思います。

日具	用途	確認事項	制度枠(補助金額)	流通のおおむね金額	備考
ベット	寝台	病院より床からの立ち上がりが必要な布団は、現実的に難しいとの情報。 ベット機能(調整機能)の身体との適応を確認必要。 身障の日常生活用具(日具)の活用は、下肢機能障害・体幹機能障害1～2級対象。(再発後の診断確認)	身障(日具162,000円) もしくは 介護扶助(レンタル)	2モーター 3モーター	モーター数(2、3) 低床タイプの有無
ベット柵	ベット付属品		"	月額レンタル 500円～	
マットレス	ベット付属品		"	月額レンタル 1,000円～	
歩行器	歩行器	本人自室から居間および水場(トイレ・浴室)、玄関までの歩行。 尿器の排泄物を自力で捨てる行為の必要性によって、カゴ付きなど検討。	身障(補装具) 歩行器(固定型) 22,000円		カゴ付き等ある尿器の機能(ふたの有無)によっては別の方法で運ぶ
シャワーチェア	入浴補助用具	ポイントは座高。 浴槽が据え置きタイプにて、高さが56cm 浴室入口の段差が7cm。すのこで段差解消をする場合、浴槽壁高が49cm。シャワーチェアから浴槽壁(5cm)にスライドする方法であれば、差が少ない方が良い。 背もたれありが望ましいか。	身障(日具トータル90,000円) もしくは 介護扶助(特定福祉用具：購入☆年間10万円上限)	約30,000円前後	肘掛付、折りたたみなどタイプは多岐にわたる
【特記事項】					

ケース2については、最初の段階ではご本人の経過等について情報提供書を作成し、情報共有の機会を作っています。その後は、ご家族からお聞きした心配ごとやご本人のお話などをケアマネージャーさんにも共有し、お互いに全体像を把握できるよう心がけています。介護保険サービスについての要望は、相談支援専門員が間違っただご案内をすることがないように、詳細はケアマネージャーさんに直接相談していただくようにしています。

「高次脳機能障がいに詳しいケアマネ、情報収集能力のあるケアマネ」はご家族が地域包括支援センターにご相談された際にイメージしていた希望するケアマネ像ですね。ご家族は、高齢の方の支援の場合でもケアマネージャーさんによって情報量に差があると感じていらっしゃる様子でした。高次脳機能障がいの方を担当した経験のあるケアマネージャーさんは少ないこともご存知だったので、どのようにケアマネージャーさんを探すべきか不安に感じられていたことと思います。

ご本人により良い生活を送ってほしいとの思いから、「支援者にはご本人のことをよく理解してほしい、わからないことは親身になって調べてくれる方が良い」と考えられ、上記のようにお問い合わせされたようです。

- 相談支援専門員のプラン等の作成の説明で加算もあるとお聞きしましたが、月のプラン料はどの位でしょうか。

A: 現行の基本報酬は以下のとおりです。

	計画案および本計画作成 (サービス利用支援・ 障害児支援利用援助)	モニタリング (継続サービス利用支援・ 継続障害児利用援助)
計画相談支援	17,068 円	14,123 円
障害児相談支援	18,972 円	15,422 円

- 足立区内では、相談支援専門員は現在、障がい福祉サービスを利用している人のうち、どの位の割合で担当がついているのでしょうか。よろしくご願ひ致します。

A: 大人の場合は、障害福祉サービス支給決定者のおよそ6割程度になります。

装具について

- 装具作成に行かなければ作成できないとありますが、寝たきりで移動困難な方でも行かなければいけないのでしょうか、自宅に来ていただくことはできないのでしょ

うか。

A： 足立区補装具モデル書類判定の医学診察の場所は、障がい福祉センターとなります。ただし、更生相談所（東京都心身障害者福祉センター：都センター）の判定では、「出張判定」もあります。対象に関しては、決められています。

説明では、『重度の障害により身体上の医学的な危険性があるために来所困難な方で、かつ巡回相談※も利用できない方については、自宅などにセンター職員が訪問して判定を行う。出張判定の対象は、肢体不自由に係る補装具の判定（原則として電動車椅子を除く）である。』となっています。

重度の障がいゆえ呼吸機能の低下がある場合は、判定時の移乗や体位変換、座位をとることなどの医学的な危険性の有無について当該疾病に関わる医師の意見書を必要とすることもあります。

詳細は、管轄の障がい福祉課援護係にお問い合わせください。

※足立区での補装具判定の巡回相談は行っていません。

その他

- とても駆け足で理解がやや追いつかなかったです
- あしすとの業務内容をあまり知らなかったので大変勉強になりました。障害手帳を持っている高齢者の介護と障害サービスの併用についてのルールなど学ぶことができた。
- とても丁寧で理解しやすかったです。
- とても良かったです。

【感想・ご意見】

内容について

- 障害分野と介護保険の兼ね合いの部分は混乱することも多く、今回の研修では実践で大変参考になることも多かったです。講師の方々、居宅支援部会の方々、ありがとうございました。
- 介護保険と比較をして、自立支援給付は本人の心身状況を踏まえ、援護係との相談しながら弾力的に対応できるように感じました。65歳からの介護保険への移行の問題は、いつも悩ましく思います。

- あしすとの業務内容から自立支援給付と介護保険給付の関係等、とても有効な情報が分かりました。業務に活用させていただきます。有難うございました。
- 補装具の件は包括への問い合わせがあった覚えが。参考になりました！事例をだしてもらいわかりやすかったです。ありがとうございました
- 現在、難病のご利用者様が利用できる障がいサービスは何があるのか「障がいの者のしおり」を区役所で頂き、勉強中だったので大変為になりました。ありがとうございます。
- 一度の説明では理解が難しいところもあった。またやってほしい。
- 現在、福祉事務所と上乘せ支援について協議をしておりとても参考になりました。
- 担当している利用者があしすとの通所から介護保険につながった利用者がいたので、逆のパターンではあったが講義の内容とつながり理解ができました。利用者から装具の申請はかなり時間がかかったと聞いてあまり良いイメージがなかった。
- 障害福祉サービスと介護保険サービスの併用が今までよくわかりませんでした。今日、おかげさまで、少し知ることができました。「あしすと」のサービス内容も知ることができ勉強になりました。難病の方や、中途障害者の方に、今後、お話ししたいと思いました。補聴器の相談も、チラシは見たことがありましたが、説明を聞いて、よくわかりました。勉強になりました。